

# 農地転用（許可）添付書類一覧表

※ 3部（正本1部、副本2部）提出してください。添付書類の原本は全て正本に綴じてください。

副本はコピーでも可としますが、申請書のみ印影のコピーは不可（法人の場合、代表者印）

※ 締切日 毎月5日（休日の場合は、休日の翌日）

	必要書類	備考	確認欄
①	共通書類 (必須)	申請書	
②		申請地の土地登記事項証明書（全部事項証明）	
③		位置図（都市計画図の写し等）	
④		公図（地籍図）の写し（市民課証明係または法務局）	
⑤		土地利用計画図（建物等配置・排水経路図）	
⑥		関係土地改良区意見書	
⑦		農地利用最適化推進委員意見書（農振除外案件は不要）	
8	代理人申請の場合	委任状	
9	資力があることを証する書類	○自己資金の場合（残高証明書、預貯金通帳等の写し） ○借入れによる場合（融資（見込・予定）証明、金融機関が受けた融資申込書の写し、借入金融機関担当者による証明書等）	
10	現住所と登記簿上の住所が相違する場合	現在の住民票	
11	無断転用の場合	始末書	
12	農家案件の場合	農家証明（農地基本台帳の写し）	
13	土地所有者が死亡し相続登記未了の場合	原戸籍謄本、相続関係図 遺産分割協議書の写しまたは代表者への委任状（他の相続人全員の印鑑を押したもの）	
14	水路占用等他法令の許認可が必要な場合	各許認可書の写し（公図等により確認のこと）	
15	転用目的が事業用途の場合	事業計画書（店舗、資材置場、駐車場その他の事業用途及び農業用施設を目的とする場合は必ず作成すること）	
16	申請者が法人の場合	法人の登記事項証明書、定款または寄付行為、決算書	
17	一時転用の場合 (□粘土採掘等)	○復元計画書（工事完了年月日・確実に復旧する旨の誓約・埋戻し状況・作土被覆状況・縦横断面図） ○求積図（通路等を部分的に使用する場合） □確約書（埋戻しに使用する残土等発生場所、残土搬入業者等の確約、残土等発生場所から申請地までの経路図） □町内会長の同意書（搬入経路によっては、通過する町の町内会長の同意書も必要） □隣地承諾書（農地以外も含む）	
18	農振除外のある場合	農振除外回答書	

※関係土地改良区（申請地所在地により異なりますので、ご確認ください）

安城土地改良区（市役所北庁舎3階） 安城市桜町18番23号 TEL0566-76-1111

明治用水土地改良区 安城市大東町22番16号 TEL0566-76-6241

油ヶ渕悪水土地改良区 安城市和泉町大下38番地1 TEL0566-92-4733

● 問い合わせ先 安城市農業委員会事務局（市役所農務課農地係） TEL0566-71-2234

## 各種書類の規格・摘要（許可）

添付書類	書類規格	摘要
登記事項証明書 (全部事項証明)	法務局発行	分筆申請中の場合は、分筆前（元地番）の登記事項証明書及び分筆計画図（農業委員会の審議前までに分筆登記を完了し、分筆後の登記事項証明書が提出できること）
位置図	S=1/2,500 ～ 1/10,000 程度 都市計画図の写し等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請地を中心にすること（赤色で表示）</li> <li>・方位・縮尺を表示すること</li> <li>・粘土・砂利等の採掘については、幹線道路までの経路を朱書きで表示すること</li> </ul>
公図（地籍図）	S=1/500～1/600 市民課証明係または法務局発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請地に隣接するすべての土地の地目を記入すること</li> <li>・道路＝赤色、水路＝青色、申請地＝黄色で色塗りすること</li> </ul>
土地利用計画図 ・全体計画及び申請地計画 ・排水経路図 ・擁壁等被害防除措置の構造	S=1/100～1/1,000 程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物がある場合は必ず建築課提出図面と整合を図り、敷地面積、建築面積及び建ぺい率を表示すること</li> <li>・事業計画全体について建物等の配置、雨水・汚水等の排水経路、敷地周囲に設ける擁壁等を表示すること</li> <li>・敷地外を排水経路として使用する場合は、土地所有者の同意が必要</li> </ul>
農地利用最適化推進委員意見書	指定様式（農業委員会備付）	申請地の地区担当委員の確認、署名・押印
土地改良区意見書 安城土地改良区 明治用水土地改良区 油ヶ淵悪水土地改良区	各土地改良区指定様式 (添付図面は不要)	関係土地改良区事務処理機関 7～10日間 ・事前に意見書申請をしておき明治用水の意見書を安城土地改良区に持参すると確認のうえ発行手続き
住民票・戸籍謄本	市民課発行	登記簿上の住所から現住所までの履歴が分かるもの
始末書	A4縦（横書き）	違反転用の現況及び転用開始年月日、理由及び遺憾である旨を記載したもの
農家証明 (農地基本台帳の写し)	農業委員会発行	農家案件（農家住宅・農業用倉庫等）の場合、建築課と事前協議のうえ、申請者と耕作代表者の整合が必要
他法令許認可書写	A4縦	転用計画に伴い道水路占用、承認工事等が必要な場合は事前申請しておくこと
事業計画書	指定様式	転用の目的や土地選定の理由、転用計画の内容、申請事業者の概要や現施設の状況等を記載
法人登記事項証明書	法務局発行	要約書は不可
定款、決算書(損益計算書・貸借対照表)	法人所有のもの	最新のもの写し（原本証明は不要）
(一時転用) 復元計画書 確約書 町内会長の同意書	A4縦（横書き）	<ul style="list-style-type: none"> <li>粘土採掘等の場合は縦横断面図、土量計算書、埋め戻し土等の搬入経路図を添付すること</li> <li>残土搬入業者による確約書等</li> <li>搬入のため通過する町の町内会長の同意書も添付すること</li> </ul>

※添付書類のうち、発行日の記載のあるものについては、原則、申請日3ヶ月以内に発行されたもの。

※法人による申請で、代表取締役以外の地区責任者等が申請人になる場合は、代表取締役の委任状が必要。

※建築物のある開発の申請（建築課）については、許可が同時発行となるため、開発行為の申請スケジュールと整合させてください。（要設計士協議）